

熊本県農業再生協議会事務処理規程

平成 23 年 4 月 15 日制定

令和 3 年 5 月 11 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

【事務の区分】

【事務分担組織 責任者】

(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長

(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

熊本県農業協同組合中央会・連合会

農政・営農支援センター所長

(3) 耕畜連携対策に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局畜産課長

(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務

熊本県農業協同組合中央会・連合会

農政・営農支援センター所長

(5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局

農地・担い手支援課長

(6) 農地の利用集積に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局

農地・担い手支援課長

(7) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長

(8) 産地パワーアップ事業に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長

(9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長

- 2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、熊本県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成18年4月12日に一部改正する。

3 この規程は、平成19年4月12日に一部改正する。

なお、平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、従前の例により取り扱うものとする。

4 この規程は、平成20年11月26日に一部改正する。

5 この規程は、平成21年4月15日に一部改正する。

6 この規程は、平成21年7月21日に一部改正する。

7 この規程は、平成22年4月22日に一部改正する。

なお、水田等有効活用促進対策の平成21年産大豆数量加算については、従前の例による。

8 この規程は、平成23年4月15日に一部改正する。

9 この規程は、平成25年3月5日に一部改正する。

10 この規程は、平成25年4月22日に一部改正する。

11 この規程は、平成26年2月21日に一部改正する。

12 この規程は、平成27年2月3日に一部改正する。

13 この規程は、平成28年5月2日に一部改正する。

14 この規程は、平成29年4月25日に一部改正する。

15 この規程は、令和元年12月10日に一部改正する。

16 この規定は、令和3年2月25日に一部改正する。

17 この規定は、令和3年5月11日に一部改正する。